

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公表番号】特表2000-516463(P2000-516463A)

【公表日】平成12年12月12日(2000.12.12)

【出願番号】特願平10-509392

【国際特許分類第7版】

A 0 1 K 67/027

C 1 2 N 5/10

C 1 2 N 15/09

【F I】

A 0 1 K 67/027

C 1 2 N 15/00 A

C 1 2 N 5/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月9日(2004.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

16.8.9
平成 年 月 日

特許庁長官 小川 洋 殿



1. 事件の表示 平成10年特許願第509392号

2. 補正をする者

事件との関係 出願人

名 称 ベーリングサー イングルハイム インターナショナル
ゲゼルシャフト ミット ベシュレンクテル ハフツング

3. 代理人

住 所 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号
電話(代) 3211-8741

氏 名 (5995) 弁理士 中村 稔

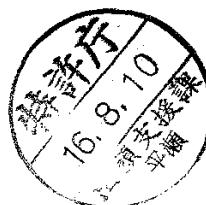


4. 補正命令の日付 自 発

5. 補正対象書類名 明細書

6. 補正対象項目名 請求の範囲

7. 補正の内容 別紙記載の通り



請求の範囲

1. 特定の遺伝的特性を有する非ヒト哺乳動物、特にトランスジェニック非ヒト哺乳動物を全能性細胞から作製する方法であって、同じ非ヒト哺乳動物種の全能性細胞が胚盤胞に導入されて、得られた胚が仮親に移植される方法において、特定の遺伝的形質を有する全能性細胞が四倍体胚盤胞へ導入されることを特徴とする前記方法。
2. 非ヒト哺乳動物がマウスであることを特徴とする、請求項1記載の方法。
3. 2細胞胚のエレクトロフュージョンおよび続いての培養によって得られる胚盤胞が使用されることを特徴とする、請求項1または2のいずれか1項記載の方法。
4. 全能性細胞が胚性幹細胞であることを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項記載の方法。
5. 全能性細胞が胚性生殖細胞であることを特徴とする、請求項1～3のいずれか1項記載の方法。
6. 全能性細胞が四倍体胚盤胞へマイクロインジェクションによって導入されることを特徴とする、請求項1～5のいずれか1項記載の方法。
7. 遺伝的に操作された全能性細胞が使用されることを特徴とする、請求項1～6のいずれか1項記載の方法。
8. 遺伝的に操作された全能性細胞が遺伝的改変を有するプラスミドの導入によって得られることを特徴とする、請求項7記載の方法。